

特定建築物衛生管理点検表

記入者

記入日 年 月 日

設 備	項 目	頻 度	備考											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空調	浮遊粉じんの量 (0.15mg/m ³ 以下)	2ヶ月以内ごとに1回												令2(基準値)、規則3の2-3
	一酸化炭素の含有率 (10ppm以下)	2ヶ月以内ごとに1回												令2(基準値)、規則3の2-3
	二酸化炭素の含有率 (1000ppm以下)	2ヶ月以内ごとに1回												令2(基準値)、規則3の2-3
	温 度 (17~28°C) (※空気調和設備の場合)	2ヶ月以内ごとに1回												令2(基準値)、規則3の2-3
	相対湿度 (40~70%) (※空気調和設備の場合)	2ヶ月以内ごとに1回												令2(基準値)、規則3の2-3
	気流 (0.5m/sec 以下)	2ヶ月以内ごとに1回												令2(基準値)、規則3の2-3
	ホルムアルデヒド(0.1mg/m ³ 以下) (※新築・大規模修繕・模様替の場合)	使用開始後、直近の6/1~9/30	/	/				/	/	/	/	/	/	令2(基準値)、規則3の2-4 ※通知(健衛発第0314002号H15.3.14):超過時は外気導入量の増加等。翌年も測定期間に再度測定。
	浮遊粉じん測定器	厚労大臣登録機関による較正	1年以内ごとに1回											要領1-6
	冷却塔、冷却水 (※空気調和設備の場合)	清掃	1年以内ごとに1回											規則3の18-5
	点検(汚れの状況) (必要に応じ清掃・換水等)	使用開始時、以降1ヶ月ごとに1回												規則3の18-2※告示:集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ・破損等、ホールタップ、送風機の作動状況を点検。
冷 水	共給水の水質(※水道水以外の場合)	(水質基準に適合)												規則3の18-1
	冷却水管 (※空気調和設備の場合)	清掃	1年以内ごとに1回											規則3の18-5
	加湿装置(加湿減湿装置) (※空気調和設備の場合)	清掃	1年以内ごとに1回											規則3の18-5
	点検(汚れの状況) (必要に応じ清掃、洗浄・補修等)	使用開始時、以降1ヶ月ごとに1回												規則3の18-3※告示:コイル表面・エリミネータ等汚れ・損傷等、スプレーノズル閉塞状況等を点検。
	供給水の水質(※水道水以外の場合)	(水質基準に適合)												規則3の18-1
	空調機内排水受け (※空気調和設備の場合)	点検(汚れ、閉塞状況) (必要に応じ清掃等)	使用開始時、以降1ヶ月ごとに1回											規則3の18-4
	空気清浄装置	点検 (必要に応じろ材等性能検査、ろ材交換)	定期に											告示※ろ材等の汚れの状況、ろ材前後の気圧差等を点検。
	冷却加熱装置 (※空気調和設備の場合)	点検(必要に応じコイル洗浄又は取替え)	運転開始時、以降適宜に											告示※コイル表面の汚れの状況等を点検。
	ダクト (吹出口、吸込口周辺)	清掃(必要に応じ補修等)	定期に											告示
	送風機、排風機	測定(風量)、点検(作動状況)	定期に											告示
給 水	隔測温度計 (※空気調和設備の場合)	点検(検出部の障害有無)	定期に											告示
	貯水槽	清掃	1年以内ごとに1回											規則4-7
	点検(必要に応じ補修等)	定期に												告示※内外壁損傷・劣化、水漏、さび、腐食、マンホール密閉・排水口空間、防虫網、制御装置の機能、滅菌機、給水ポンプ揚水量・作動状況を点検。
	法定検査(書類検査) (※簡易専用水道の場合)	1年以内ごとに1回												簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(厚生労働省告示第262号)
	水質検査	省略不可11	6ヶ月以内ごとに1回											規則4-3-1,4-4-0
	金属4・蒸発残留物1	6ヶ月以内ごとに1回(※)												規則4-3-1,4-4-0※要領2-6(1)イ・適合の場合は次回のみ省略可
	消毒副生成物12	毎年6/1~9/30に1回	/	/				/	/	/	/	/	/	規則4-3-0、4-4-ハ、要領2-6(1)ウ(測定期間)
	残留塩素濃度	7日以内ごとに1回												規則4-7
	有機化物6・フェノール1(※地下水等の場合)	3年以内ごとに1回												規則4-4-ニ
	全項目51(※地下水等の場合)	当初の給水開始時												規則4-4-イ
防鏽剤 (使用: 有・無) 管理責任者名 ()	水質検査(防鏽剤含有率)	2ヶ月以内ごとに1回(※)												要領2-5(1)※注入初期は7日以内ごとに1回
	注入装置の点検(必要に応じ整備等)	定期に												要領2-5(2)
給水管	点検(必要に応じ補修等)	定期に												告示※損傷、さび、腐食、漏水、吐水口空間の保持状況を点検。

特定建築物衛生管理点検表

記入者

記入日 年 月 日

	設 備	項 目	頻 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
給湯 (中央 給湯式)	貯湯槽	清掃	1年以内ごとに1回													規則4-7
		点検(必要に応じ補修等)	定期に													告示※内外壁損傷・劣化、水漏、さび、腐食、マンホール密閉、排水口空間、防虫網、制御装置の機能、滅菌機、給水ポンプ揚水量・作動状況を点検。
		槽内温度均一(攪拌、底部滞留水排出)	定期に													告示※要領2-2(1):槽内湯温60°C以上、給湯末端55°C以上。
水質検査		省略不可11	6ヶ月以内ごとに1回													規則4-3-1.4-口
		金属4・蒸発残物1	6ヶ月以内ごとに1回(※)													規則4-3-1.4-口※要領2-6(1)イ適合の場合は次回のみ省略可
		消毒副生成物12	毎年6/1~9/30に1回	/	/					/	/	/	/	/		規則4-3-口、4-ハ、要領2-6(1)カ(測定期間)
		残留塩素濃度	7日以内ごとに1回(※)													規則4-7※通知(健衛発第0314002号H15.3.14):給湯末端55°C以上、かつ清掃良好なら省略可
		有機化物6・フェノール1(※地下水等の場合)	3年以内ごとに1回													規則4-4-ニ
		全項目51(※地下水等の場合)	当初の給水開始時													規則4-4-イ
雑用水	雑用水槽(有・無)	清掃	定期に													告示
		点検(必要に応じ補修等)	定期に													告示※内外壁損傷・劣化、水漏、さび、腐食、マンホール密閉、排水口空間、防虫網、制御装置の機能、滅菌機、給水ポンプ揚水量・作動状況を点検。
	水質検査	残留塩素濃度(0.1ppm以上)	7日以内ごとに1回													規則4の2-1(基準).5
		pH(5.8~8.6)	7日以内ごとに1回													規則4の2-3-ハ、4-ロ
		臭気(異常でない)	7日以内ごとに1回													規則4の2-3-ハ、4-ロ
		外観(ほとんど無色透明)	7日以内ごとに1回													規則4の2-3-ハ、4-ロ
		大腸菌(検出されない)	2ヶ月以内ごとに1回													規則4の2-3-ハ、4-ロ
		濁度(2度以下)(※水洗便所用の場合は略)	2ヶ月以内ごとに1回													規則4の2-3-ハ
	雑用水配管、バルブ	点検(必要に応じ補修等)	定期に													告示※損傷、さび、腐食、スライム・スケールの付着、漏水、吐水口空間の保持状況を点検。
排水	排水設備	清掃	6ヶ月以内ごとに1回													規則4の3
		点検(必要に応じて補修等)	定期に													告示※排水槽、阻集器、排水管、排水ポンプ、排水管、通気管、トラップ他について点検。
清掃	床面、カーペット類	清掃	毎日													規則4の5-1
		点検(必要に応じ薬剤塗布等)	6ヶ月以内ごとに1回													告示※床維持剤の塗布、汚れの状況を点検。
	日常清掃しない場所	大掃除	6ヶ月以内ごとに1回、統一的に													規則4の5-1
	清掃用機械・器具	点検(必要に応じ整備、取替え等)	定期に													告示
	廃棄物運搬設備、保管庫	点検(必要に応じ補修、消毒等)	定期に													告示
ね・虫 防除	建物全体 (発生・生息・侵入場所、被害状況)	統一的な調査	6ヶ月以内ごとに1回													規則4の5-2-1
		防除作業(薬剤・トラップ等)	生息が認められた場合													規則4の5-2-1
	食料取扱所、排水、廃棄物	調査(必要に応じ防止措置)	2ヶ月以内ごとに1回													告示
	防そ、防虫設備(網等)	点検(必要に応じ補修等)	定期に													告示

令 : 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令
 規則: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則
 告示: 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(厚生労働省告示第119号)